

再複写無効

許可番号 第09110003100号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県福山市赤坂町大字赤坂1647番地の1

氏 名 三谷建設 株式会社

代表取締役 三谷 哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 枝 広 直 幹



許可の年月日 令和 7年 3月 8日

許可の有効年月日 令和12年 3月 7日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

産業廃棄物の種類

- [積替え・保管を含む。] 汚泥（廃乾電池に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）
金属くず（廃蛍光管及び廃乾電池に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
[積替え・保管は含まない。] 燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀含有ばいじん等を除く。）
汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）
廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）
廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）
廃プラスチック類（廃プリント配線板を含み、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
木くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
金属くず（廃プリント配線板を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含み、廃ブラウン管、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀含有ばいじん等を除く。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 広島県福山市赤坂町大字赤坂字鹿田1642-1 面積 12.375m² 保管上限 22m³

再複写無効

(2) 広島県福山市赤坂町大字赤坂字鹿田1642-1

(3) 広島県福山市赤坂町大字赤坂字鹿田1642-1

廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）
金属くず（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）
面積 0.6m² 保管上限 0.06m³
汚泥（廃乾電池に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
金属くず（廃乾電池に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
面積 0.07m² 保管上限 0.02m³
汚泥（廃乾電池に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）
金属くず（廃乾電池に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年	3月	8日	更新許可
平成14年	10月	10日	変更許可
平成17年	3月	8日	更新許可
平成22年	1月	21日	変更許可
平成22年	3月	9日	更新許可
平成27年	3月	13日	更新許可
令和2年	3月	27日	更新許可
令和3年	11月	26日	変更許可
令和7年	4月	7日	更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有